

京都市告示第 36 号

平成22年4月1日京都市告示第30号の一部を、河川法第16条の3第2項の規定により、次のように改めます。

平成31年4月1日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」、第2項「河川工事の内容」及び第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
都市基盤河川 改修事業	新川	京都市西京区川島滑 樋町 51 番地の 1 の 1 地先	京都市西京区下津林 芝ノ宮町 300 番地の 2 地先	890m

2 河川工事の内容

護岸改修 L = 890 m

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成40年3月31日まで

参考

平成22年4月1日京都市告示第30号

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
都市基盤河川 改修事業 新川	新川	京都市西京区川島滑 樋町 51 番地の 1 の 1 地先	京都市西京区下津林 芝ノ宮町 300 番地の 2 地先	890m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成32年3月31日まで

(建設局土木管理部河川整備課)